

臨時改定は + 2.03% で決着、R 9 改定が折衝の本丸へ…… 新しい時代の始まりを読み解く

臨時で行われた令和8年度介護報酬改定は、単年度のものでは過去最高となるプラス 2.03% で決着しました。令和7年度補正予算(医療・介護等支援パッケージ)で措置された 1.9 万円を下敷きにした賃上げ支援が大半を占め、残りの部分(0.09%)で令和3年度改定から据え置きになっていた食費の基準費用額が、100 円程度引き上げられることとなります。

政府の骨太方針 2025 で「他職種と遜色のない処遇改善」を掲げた上での今回の措置ですが、それでもなお、全産業平均と介護職員間の大きな賃金格差を埋めるだけのものとは言えません。それを補うための経営体力を養い得る介護報酬が措置されない限り、真に求められる介護人材確保の道が拓かれることはなく、その意味からも、次なる令和9年度介護報酬改定が折衝の本丸になることは言うまでもないでしょう。

来るべき正念場に向けて、私たち介護事業者は引き続き求められる実践を続けつつ、国から示される方向性を高い感度と確度をもって把握し、備えとしていかなければなりません。

令和8年第1弾となる今回の WELVISION は、補正予算の編成からギリギリの折衝となった臨時改定、そして厳しい方向性が示された介護保険制度改正などの議論の変遷について、網羅してお届けしています。まさに「2025 年」以降の新しい時代の始まりを読み解く資料として、ご活用いただけましたら幸いです。

シムウェルマン株式会社

代表取締役 飯村 芳樹

CONTENTS

P 2

新たな経済対策及び補正予算案を閣議決定、月額1.9万円相当の賃上げへ

P 3

R 8 報酬改定が決着、処遇改善と生産性向上・協働化に +2.03%

P 6

制度改正に係る審議報告を策定、2割負担拡大や軽度者外しは見送りへ

- ・ 医療・介護は「効率的で持続可能な産業構造への転換を」
- ・ 改革の新たなステージにふさわしい予算編成を目指す
- ・ 報告書をとりまとめ、介護福祉士試験義務化の経過措置は両論を併記
- ・ R 8 改定は処遇改善加算拡充により6月施行

COLUMN

応急処置のような賃上げではなく、新しい時代にふさわしい在り方を

新たな経済対策及び補正予算案を閣議決定、月額 1.9 万円相当の賃上げへ

政府

政府は 11 月 21 日、補正予算により措置される新たな総合経済対策を閣議決定し、公表しました。

『強い経済』を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～と題した今回の経済対策では、「日本には底力がある。そのスイッチを押し、日本列島を強く、豊かにすることを目指す。いま必要なのは将来世代への責任を果たす『責任ある積極財政』であるとし、「あらゆる世代の国民に恩恵が行き渡る経済の実現を目指す」と記載。

介護に関連する部分では、▽重点支援地方交付金の継続と更なる十分な追加、▽令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこと、▽賃上げ・職場環境改善の支援を行うため、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置することなどを掲げています。

その裏付けとなる令和7年度補正予算の案については、11 月 28 日に閣議決定されています。「医療・介護等支援パッケージ」については、1兆 3,649 億円を計上。このうち介護分野については、2,721 億円が充てられることとなり、「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」として、①介護従事者に対して幅広く月1万円の賃上げ支援を実施し、②生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対して月 0.5 万円を上乗せ、③併せて、介護職員の職場環境改善を支援。人件費に充てた場合、介護職員に対して月 0.4 万円の賃上げに相当（いずれも半年分）— とする3階建てで計 1.9 万円相当となる施策(1,920 億円)が示されています。

それぞれの対象については、以下のように記載されています。

- ①処遇改善加算の対象サービスについては加算取得事業者、対象外サービス（訪問看護、訪問リハ、ケアマネ等）については処遇改善加算に準ずる要件を満たす（又は見込み）事業者が対象。
- ②▽訪問、通所サービス等：ケアプランデータ連携システムに加入（又は見込み）等、▽施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等：生産性向上加算Ⅰ又はⅡを取得（又は見込み）等。
- ③処遇改善加算を取得の上、職場環境等要件の更なる充足等に向けて、職場環境改善を計画し実施する事業者（要件は、令和6年度補正予算の「介護人材確保・職場環境改善等事業」と同様）。

加えて同パッケージでは、「介護事業所・施設のサービス継続支援事業」として、「物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、訪問系サービスの訪問・送迎に必要な経費、災害発生時に必要な設備・備品、介護保険施設の食料品の購入費等を支援」するため、また「施設の大規模修繕等に対する支援を実施」するとして、510 億円を措置するとし、以下のような概要を示しています。

<介護事業所等に対するサービス継続支援事業> (278/510 億円)

物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要な設備・備品の購入費用等に対する補助を行う。（国 3/4、都道府県 1/4）

○補助上限額

- ✓ 介護事業所・施設（訪問介護、通所介護、施設系を除く）：1事業所あたり 20 万円
- ✓ ▽訪問介護：1事業所あたり 20 万円（集合住宅併設）、30 万円（訪問回数 200 回以下）、40 万円（同 201～2000 回以下）、50 万円（同 2001 回以上）、▽通所介護：1事業所あたり（延べ利用者数により）20 万円、30 万円、40 万円
- ✓ 施設系（特養、老健、介護医療院等）：定員1人あたり 6 千円

<介護事業所等に対するサービス継続支援事業> (210/510 億円)

物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続するための支援を行う。(国 10/10)

○補助上限額

✓ 定員1人あたり 1.8 万円

○補助対象

✓ 介護老人福祉施設(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

<地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等>(22/510 億円)

都道府県・市町村が、計画的かつ「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組と一体的に行う老朽化した高齢者施設等の改修・大規模修繕等の取組等を支援し、物価上昇の影響がある中でも、防災・減災対策が推進される環境を整備する。

○施策のスキーム、実施要件等(例)

✓ 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護医療院・軽費老人ホーム・養護老人ホームの大規模修繕について、社会福祉連携推進法人等の社員等が運営するもの場合、基準単価 6,160 万円(国 1/2、自治体 1/4、事業者 1/4)

なお厚生労働省では、12 月 25 日付の介護保険最新情報 Vol.1454 で令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の実施要綱を発出、適正かつ円滑な実施に向けて特段の配慮を求めています。

◇令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の実施について(介護保険最新情報 Vol.1454)(令和7年 12 月 25 日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001623447.pdf>

動向解説

02

R 8 報酬改定が決着、処遇改善と生産性向上・協働化に +2.03%

政府

片山さつき財務大臣と上野賢一郎厚生労働大臣は 12 月 24 日の大臣折衝で、診療報酬改定や臨時で行う介護報酬改定を含む令和8年度社会保障関係費に関する事項について合意しました。

令和8年度の社会保障関係費については、改定における今後の賃上げや、物価対応分など経済・物価動向等を踏まえた対応を加算することで、令和7年度と比較して「+7,600 億円程度の 39 兆 600 億円程度とする」と記載。介護報酬改定については、令和9年度を待たずに期中改定を行うとし、介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、改定率+2.03%(国費+518 億円)となる措置を行うとしています。

具体的には、▽介護従事者を対象に、幅広<月 1.0 万円(3.3%)の賃上げ、▽生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月 0.7 万円(2.4%)の上乗せ措置を実施するとしたほか、定期昇給が見込まれる 0.2 万円を含めれば、最大月 1.9 万円(6.3%)の賃上げが実現するものとしています。

また、この措置を実現するために、介護職員等処遇改善加算に生産性向上・協働化に係る上乗せの加算区分を設けることや、訪問看護や居宅介護支援等に新たに処遇改善加算を設ける方針を示しました。

加えて、食費の基準費用額についても1日当たり 100 円引き上げる(低所得者については所得区分に応じて利用者負担を据え置き又は1日当たり 30~60 円引上げ)としています。

あわせて介護保険制度改革についても触れ、利用者負担の「一定以上所得」(2割負担)の判断基準の見直しについては「第10期介護保険事業計画期間の開始(令和9年度～)の前までに、結論を得る」として結論を先送り。その他、住宅型有料老人ホームに新たな相談支援の類型を設けた上でケアマネジメントに利用者負担を導入することや、補足給付の所得区分を精緻化した上で負担限度額の見直しを行うことについて正式決定しています。

動向解説

03

医療・介護は「効率的で持続可能な産業構造への転換を」

財務省・財政制度等審議会

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は、12月2日の財政制度分科会で「令和8年度予算の編成等に関する建議」をとりまとめ、同日、片山さつき財務大臣へ提出しました。

ここでは、我が国の経済について「名目・実質 GDP は過去最高水準、物価は上昇傾向が継続。我が国の経済は供給制約に直面する中で、『成長型経済』に移行できるかどうかの分岐点にいる」と分析した上で、戦略的な財政運営を行うとともに、財政に対する市場からの信認を確実なものにすることが重要とし、経済再生と財政健全化を両立させるべきと主張。予算編成においては、経済・物価動向等を適切に反映させつつ社会保障制度改革に取り組み、「現役世代の社会保険料負担を最大限抑制することが重要」としました。

社会保障に関しては同分科会での課題整理時と同様に、総論として、改革を通じた保険料負担の抑制努力の継続と経済・物価動向等への的確な対応の双方に應えるべきとする「骨太方針2025」の方向性を支持した上で、客観的データに基づく精査の徹底と可処分所得の拡大につながる内容とすべきと主張し、「過去30年間、生産性が伸び悩むまま、就業者数を増加させてきた医療・介護産業において、より少ない就業者で質の高いサービスが提供できるよう、効率的で持続可能な産業構造への転換が不可欠」とし、以下の改革を進めるべきとしました。

<介護>

介護分野の職員の処遇改善や業務の効率化を通じて、担い手の確保等の課題に対応しつつ、制度の持続可能性を確保するため、以下の制度改革を進める必要。

- ✓ 利用者負担(2割負担)の範囲の見直し、ケアマネジメントの利用者負担の導入などの高齢化・人口減少下での負担の公平化。
- ✓ 軽度者に対する介護サービスの在り方を見直しや介護保険事務の広域化・都道府県の役割強化、高齢者向け住まい等の報酬体系の見直しなどの給付の効率化・適正化。

あわせて、「医療・介護分野における人材紹介」については、民間人材紹介について、必要に応じて更なる規制強化や、報酬制度上の対応も検討する必要があるとしたほか、「ハローワークなど公的人材紹介が適切に機能するような工夫と配置基準の運用柔軟化も組み合わせるべき」とし、社会保障審議会・介護給付費分科会で検討されている人員基準欠如減算の見直しについて後押しする姿勢を示しています。

改革の新たなステージにふさわしい予算編成を目指す

政府・経済財政諮問会議

政府の経済財政諮問会議は12月5日の会合で、内閣総理大臣からの諮問を受け、令和8年度予算編成の基本方針や来年度予算に向けた課題について整理しました。

事務局が示した「令和8年度予算編成の基本方針(案)」では、経済財政運営の基本的考え方として、経済対策の裏付けとなる令和7年度補正予算の早期成立と、その後の速やかな関連施策の実行、そして令和8年度予算編成に取り組み、切れ目のない経済財政運営を行うことを通じて、▽「強い経済」の実現と財政健全化の両立、▽デフレに後戻りすることのない物価安定の下での持続的な経済成長の実現 ― を目指すと記載。令和8年度予算編成においては、「骨太方針2025」や「経済・財政新生計画」に基づき、歳出・歳入両面から改革を推進するとし、特に社会保障については、▽物価や賃金の上昇等に対して、国民のいのちと暮らしを守り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備していく、▽全世代型社会保障の構築を通じ、応能負担の徹底等、各種の制度改革を行うことで、持続可能な社会保障システムの確立を図る、▽「令和7年度総合経済対策」に記載された社会保障制度改革の取組を前例にとらわれず着実に実行し、社会保障改革の新たなステージにふさわしい予算編成とする ― 等としたほか、「次期診療報酬改定等において保険料負担の抑制努力も行いつつ経営の改善・従事者の処遇改善を図る」としています。

また、同日の会議に臨時議員として出席した上野賢一郎厚生労働大臣は、「社会保障分野における今後の対応について」とする資料を提出、以下の方針を示しました。

- ✓ 骨太方針2025に基づき、次期(令和8年度)報酬改定において、保険料負担の抑制努力も継続しつつ、令和7年度補正予算案の対応や物価上昇・賃金動向を踏まえ、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながる的確な対応を行う。
- ✓ 高齢化がさらに進行する中で、社会保険料負担については、今後も増加することが見込まれている。賃上げ努力もなされる中、政党間の合意や総理指示、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月閣議決定)を踏まえ、OTC類似薬を含む薬剤自己負担の見直し、金融所得の反映などの応能負担の徹底等をはじめとする医療保険制度・介護保険制度改革に取り組むことで、現役世代を中心に、できる限り社会保険料負担を抑制する。
- ✓ 2040年頃には高齢者人口がピークを迎え、特に85歳以上の介護・医療ニーズを抱える者等が増加するとともに、単身世帯が増加する。一方、生産年齢人口は減少し、医療・介護・福祉の担い手確保が一層の課題となる。こうした将来を見据え、以下の取組を通じて、持続可能で全世代型の社会保障を構築するとともに、地域の実情に応じて医療・介護・福祉分野で包括的に地域を支える体制を構築する。

報告書を取りまとめ、介護福祉士試験義務化の経過措置は両論を併記

厚生労働省・福祉部会

厚生労働省は12月15日に開催した社会保障審議会・福祉部会で、これまでの議論を踏まえた報告書を取りまとめました。

示された案では、▽地域共生社会の実現が目指されていること、▽福祉ニーズの多様化・複雑化、▽地域社会機能の低下、▽福祉サービスの提供体制やニーズの変化にも地域差が生じていること、▽包括的な相談体制と一

体で構築すべき地域づくりの取組が不十分であること ― などから、地域共生社会のさらなる実現・深化を行うことが重要であるという観点に立ち、令和7年4月から行ってきた議論を報告書としてとりまとめるものとしています。

今回の報告書では、以下の項目を各論として整理しています。

1. 地域共生社会の更なる展開について
2. 頼れる身寄りがいない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について
3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について
4. 災害に備えた福祉的支援体制について
5. 共同募金事業の在り方について
6. 介護人材の確保・育成・定着について

このうち、▽2.ではいわゆる「高齢者等終身サポート事業」を新たな第二種社会福祉事業(無低事業)として位置付けること等、▽3.では社会福祉連携推進法人による社会福祉事業等の実施や、社会福祉連携推進法人による土地・建物等の活用支援等、▽4.については DWAT の法制化等を記載。また、「6.介護人材の確保・育成・定着について」では先行してとりまとめられた福祉人材確保専門委員会での検討内容を下敷きに、地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組、若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着、中核的介護人材の確保・育成、外国人介護人材の確保・定着等について、福祉部会において議論を深めた内容を盛り込んでいます。

特に、ネットワークの中で協働して実践的に課題解決に取り組むための「プラットフォームの制度化」の重要性を主張、地域ごとの個別の課題に応じたプロジェクトチームを設置するといった重層的な構造を取ることが必要とするとともに、大きな注目を集めた「令和8年度卒業者までの介護福祉士養成施設卒業生に対する国家試験義務付けの経過措置」については延長と廃止の両論が平行したことに触れ、併記した上で、「介護福祉士養成施設の役割も勘案しながら、経過措置の在り方について必要な対応を講じる必要がある」としています。

報告書の括りでは厚生労働省に対し、「記載された内容を十分に踏まえて見直しの内容の具体化を図り、上記の具体的な方向性に沿って関係法令等の改正等について検討を進め、制度や運用の見直しのために必要な対応を速やかに講じられることを期待する」としました。

出席した委員は、この案について大筋で了承。厚生労働省は確定版を 12 月 18 日付でホームページ上に公表しています。

動向解説

審議会レポート

06

制度改正に係る審議報告を策定、2割負担拡大や軽度者外しは見送りへ

厚生労働省・介護保険部会

厚生労働省は12月15日、22日、25日の3回にわたり、社会保障審議会・介護保険部会で審議報告「介護保険制度の見直しに関する意見」の策定に向けた議論を行いました。

ここでは、「介護保険制度を 2040 年に向けた社会情勢の変化に対応し、地域の実情に応じた仕組みとして、地域住民を包括的に支える基盤とする重要な方策」として、①人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築(地域の類型を踏まえたサービス提供体制やその支援体制の構築)、②地域包括ケアシステムの深化(医療・介護連携の推進、有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援、介護予防の推進、介護予防・日常生活支援総合事業の在り方、相談支援等の在り方、認知症施策の推進等)、③介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援(総合的な介護人材確保対策、介護現場の職場環境改善に向けた生

産性向上、経営改善支援、協働化等の推進)、④多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保(2040年を見据えた介護保険事業(支援)計画の在り方、給付と負担等)の4つのテーマに分けてこれまでの議論を整理し、取りまとめるものとしています。

このうち①では、中山間・人口減少地域に限定した特例的なサービス提供を行う枠組みとして、「特例介護サービスに新たな類型を設けることが適当」と明記。▽賃金改善やICT機器の活用、事業所間連携を前提に管理者・専門職の常勤・専従要件、夜勤要件等を緩和することや、▽現行の基準該当・離島等相当サービスの対象である居宅サービス等に加え、特定施設入居者介護も対象とすること、▽地域の実情に応じた包括的な評価の仕組みを導入すること、▽給付の仕組みに代えて、市町村が関与する事業により、事業者がサービス提供を可能とする仕組みを設けること(要介護者等に対して、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等といった給付で実施するサービスを実施できるようにするとともに、こうしたサービスを組み合わせ提供すること)、▽圏域を超えて訪問する際の経費など、中山間・人口減少地域へのサービス提供に係る追加的な費用も勘案すること、▽新たな事業は、地域支援事業の一類型として実施すること等を方向性として示しています。

あわせて、特に中山間・人口減少地域においては「都道府県や市町村と連携しながら、法人や事業所が、中心的な役割を果たすような仕組みが必要」であると主張。一定期間の事業継続や業務効率化等の取組を前提に、法人間での人材連携に係る配置基準の弾力化や、連携の中心となる法人・事業所に対して補助や報酬(加算)上の評価等インセンティブを付与することについて介護給付費分科会で議論すべきとしました。

②では、大きな論点となった「有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援」について記載。中重度の要介護者等を対象とする有料老人ホームについて、▽登録制といった事前規制を導入すること、▽一定の職員配置基準や設備基準、虐待・事故防止措置や事故報告等の基準を設けることや、看取り指針の整備を必要とすること等を書き込んだほか、養護老人ホーム・軽費老人ホームについても、都道府県において活用促進に向けた広域的支援や、各自治体における基準引上げの助言等伴走支援を進めていく必要があるとしています。

また、「相談支援等の在り方」では、ケアマネジャーの資格取得要件について見直しを示唆。▽受験対象となる国家資格に診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、公認心理師を追加することに加え、▽介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件である5年の実務経験年数についても3年に見直すことが適当であるとしたほか、ケアマネジャーの更新制・法定研修の見直しとして▽法定研修の受講を要件とした介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みは廃止(主任ケアマネジャーについても同様)しつつ、引き続き定期的な研修の受講を求めること等を記載しています。

その他、③では、社会保障審議会・福祉部会で議論されてきた人材確保のためのプラットフォームの構築について都道府県で進めていくべきとし、この枠組みにおいて、生産性向上を中心に雇用管理、経営改善支援等も併せて一体的に支援するような取組を進めていくことが必要としています。

最後に④では、いわゆる「給付と負担」の議論に触れ、▽2割負担の対象拡大に係る「一定以上所得」については、「『能力に応じた負担』に基づき検討を行う点については概ね意見の一致を見た」としつつも、「本部会で継続検討し、第10期介護保険事業計画期間の開始(令和9年度～)の前までに、結論を得ることが適当」として結論を先送りしたほか、▽補足給付に関する給付の在り方では第3段階のさらなる精緻化(細分化)により負担限度額を上乗せするとし、令和9年度からを基本に、区分の細分化を伴わない見直しについては令和8年度から実施すること、▽多床室の室料負担(介護老人保健施設等)については、介護給付費分科会にて在り方を検討すること、▽ケアマネジメントに関する給付の在り方については、事前規制の対象となる有料老人ホーム入居者に係る新たな相談支援の類型を創設し、法令上位置付けることとした上で、利用者負担を求めることを丁寧に検討することが適当としました。

なお、▽軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方については、「引き続き包括的な検討を行う」として、事実上見送る方針が示されています。

厚生労働省は12月25日付で同審議報告を確定の上、ホームページ上に公表しています。

動向解説

07

審議会レポート

R 8改定は処遇改善加算拡充により6月施行

厚生労働省・介護給付費分科会

厚生労働省は12月19日に開催した社会保障審議会・介護給付費分科会で、「令和8年度介護報酬改定に関する審議報告」の案を提示しました。

ここでは、令和6年度の改定時、2年分の処遇改善に係る財源を措置しており、令和8年度以降の対応についてはその予算編成過程で検討するとされていたことや、高市政権下で策定された新たな総合経済対策において臨時改定を通じて必要な対応を行う旨が示されていたことを紹介した上で、審議会における議論を取りまとめるものであると記載。「介護職員の処遇改善を担保するために必要な対応を講ずることは、現状においても引き続き求められている」として、「令和8年度介護報酬改定においては、引き続き処遇改善の措置を確実に賃上げにつなげることが重要であること等を踏まえ、介護職員等処遇改善加算の拡充により、介護分野における処遇改善を行うことが適当である」としました。

施行時期については、補正予算による賃上げ支援が令和7年12月分から令和8年5月分までとされていること等を踏まえ、「令和8年6月施行とすることが適当」としています。

また、「骨太方針2025」において「現場で働く幅広い職種の方々の賃上げ」が掲げられていたことから処遇改善加算の対象についても見直すこととし、▽介護職員以外の介護従事者を新たに対象とすること、▽訪問看護及び介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション並びに居宅介護支援及び介護予防支援を新たに介護職員等処遇改善加算の対象とすること一の方向性を示しました。

加算の算定要件については、現行の介護職員等処遇改善加算の取得要件は維持しつつ、生産性向上や協働化に向けた取組について、現行の介護職員等処遇改善加算Ⅰ及びⅡの加算率に上乘せを行う要件として設けることを示唆。

あわせて新たに加算対象となるサービス種別には、現行の加算Ⅳの取得に準ずる要件として、キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ並びに職場環境等要件を求めることが適当であるとしてきました。

加えて、令和9年度介護報酬改定に向けた課題として、令和8年度介護報酬改定で講ずる措置の状況等に係る把握と、加算Ⅰ及びⅡの取得の進展を踏まえた対応など、持続的な賃上げに向けた環境整備の必要性や事業所・施設の事務負担軽減の必要性に触れ、「介護分野の処遇改善に向けた考え方の整理を行う」としています。

加えて、業界団体から強く求められていた食費に係る基準費用額について、令和7年度介護事業経営概況調査の令和6年度決算の結果において、介護保険施設における食費の平均費用額が、現行の基準費用額を上回っていたとし、「必要な対応を行うことが適当」として見直す意向を示しました。

出席した委員はこれを大筋で承認。厚生労働省は12月23日付で審議報告の確定版をホームページ上に公表しています。

応急処置のような賃上げではなく、新しい時代にふさわしい在り方を

臨時で行われる令和8年度介護報酬改定は、当初から前提とされていた介護職員等処遇改善加算の3年目財源を措置するという趣旨に、令和3年度から据え置きになっていた食費の基準費用額を見直すという要素が加えられた上で、2.03%のプラス改定という結論になりました。

予め公表されていた厚生労働省の令和7年度介護事業経営概況調査では、実に全体の37.5%、特に特別養護老人ホームなど施設サービスでは44.8%と半数近くが赤字経営に陥っている状況が示されていただけに、骨太方針2025で謳われた「経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う」とする政府方針に期待する声が高まっていましたが、本格的な経営改善に向けた対応については令和9年度に控える正規の報酬改定に持ち越されたかたちです。

今回の臨時改定について、この原稿を作成している時点で分かっていることは多くありませんが、少なくとも1.9万円という、補正予算では3階建てで措置されたものを組み替えた上で介護職員等処遇改善加算に上乗せしていくということが判明しています。

厚生労働省の介護給付費分科会では「生産性向上や協働化に向けた取組について、現行の介護職員等処遇改善加算Ⅰ及びⅡの加算率に上乗せを行う要件として設ける」という考え方が示されていますが、ここでいう「生産性向上や協働化に向けた取組」は、すなわち▽ケアプランデータ連携システムへの加入や、▽生産性向上加算Ⅰ又はⅡの取得ということになります。しかし、同じく介護給付費分科会で明らかにされた限りでは、前者は9.8%の加入率、後者はⅠで3%、Ⅱでも2割前後という算定率となっており、例え補助金と同じ「(加入または算定)見込み」を認める扱いとなったとしても、大半がそれをクリアできるとは考えにくいと感じざるを得ません。

元々財務省では、補助金の1.9万円自体がそうですし、これを臨時改定で報酬(加算)にそのまま組み入れるということにかなり強く難色を示していたと言います。その点から厚生労働省としても工夫をした結果がこうした要件の難易度が上がることへつながったのだらうと想像できますが、果たしてこれが、骨太方針2025で掲げられた「他職種と遜色のない処遇改善」を実現し得るものかと言うと、頷く人は多くはないでしょう。

介護報酬は公定価格ですから、賃上げをしようにも、国からの措置がなければ十分な幅の引き上げを行うことは出来ません。加えて、それをいつまでも応急処置のような加算で賄うことが適切なのかという疑問は、報酬改定のたびに全国各地から寄せられています。

本来、介護分野のような労働集約型産業における最重要の経営資源である「人」に、どのような投資をするかは、経営判断の最たるものであるべきです。「2025年」という節目を越え、新しい時代に足を踏み入れた介護分野にふさわしい在り方を、令和9年度介護報酬改定において求めていくこと。そのためのエビデンスを示すこと。それがこれからの介護事業者に課せられた使命と言えるのではないのでしょうか。

※本号に関連するご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

シムウェルマン株式会社

老人福祉・介護保険事業首席研究員 天野尊明

✉t-amano@simwelman.com



〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-2 BUREX 麹町 ☎03-5211-2858

<http://www.simwelman.com/>

シムウェルマン

